

居宅介護支援 重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	川越町居宅介護支援センター
所在地	三重県三重郡川越町大字豊田一色314番地 川越町いきいきセンター内
介護保険事業所番号	2472200068
管理者及び連絡先	管理者 山上光子 連絡先 三重県三重郡川越町大字豊田一色314番地 電話 059-365-0024
サービス提供地域	川越町 朝日町 四日市市 桑名市全域

2 事業所の職員体制

職 種	内 容 等	人 員
主任介護支援専門員	管理者	山上光子（兼務）
介護支援専門員	介護保険サービスに関する業務を担当する	常勤兼務 1名 常勤専従 4名
介護事務	介護保険サービスに関する事務を担当する	非常勤 1名

※管理者と主任介護支援専門員は兼務とします

3 営業日及び営業時間

営業日	平日
営業時間	8:30～17:15

※土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する日、年末年始（12/29～1/3）は「休業」となります

休日等緊急電話番号 : 070-4167-3852（山上）
 : 080-3403-0563（葛山）
 : 090-1748-8099（佐藤）
 : 080-3403-0558（伊藤）
 : 080-3403-0557（花木）

※上記の電話番号にて24時間連絡体制があります

4 サービス利用料及び利用者負担

	要介護1・2	要介護3・4・5
介護支援専門員1人当たりの利用者の人数が50人未満の場合	居宅介護支援費（Ⅱ） i 10,860円	居宅介護支援費（Ⅱ） i 14,110円

加算	加算額	内容・回数等
初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けたときに居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更されたときに居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円	入院した日のうちに病院等の職員に必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円	入院した日の翌日又は翌々日に必要な情報を提供した場合
特定事業所加算Ⅰ	5,190円	常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上、常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実地できる体制を整える等、一定の要件を満たした場合
特定事業所加算Ⅱ	4,210円	常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上、常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実地できる体制を整える等、一定の要件を満たした場合
特定事業所加算Ⅲ	3,230円	常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上、常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実地できる体制を整える等、一定の要件を満たした場合
通院時情報連携加算	500円	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに、医師又は歯科医師等に対して必要な情報を提供するとともに、医師又は歯科医師等から必要な情報を受けて記録した場合（1月につき1回を限度）
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て当該利用者の居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合

要介護認定を受けられた方は、利用者の自己負担はございません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護等の程度に応じて金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を川越町役場の福祉課に提出しますと、差額の払い戻しを受ける事が出来ます。

介護支援専門員が川越町外に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。公共交通機関を使用する場合は運賃等実費相当額、当事業所の自動車を使用する場合は、センターから片道10km以上の場合、10kmにつき200円とします。

5 当事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な指定居宅介護支援を提供することを目的とします
運営の方針	当事業所は利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関係法令に基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と連携を図りながら、適切な指定居宅介護支援が提供されるように努めます

6 サービスの内容

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等、課題分析の（アセスメント）の実地、サービス担当者会議の開催、ケアプラン実施状況の把握・評価（モニタリング）の実施要介護等認定の申請に係る援助、給付管理業務。

7 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項

利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや、居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由について説明を求める事ができます。

病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先をお伝え下さい。

8 運営に関する事項

介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に参加する。

9 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供にあたり事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けた場合には、当該相談・苦情等の内容等を記録するものとする。

10 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

11 衛生管理

事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとし、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努め、事業所において感染症の発生を予防し、

又はまん延しないように、措置を講じます。

1 2 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

1 3 相談窓口、苦情対応

○サービスに対する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

川越町社会福祉協議会	電話番号	059-365-0024
	FAX	059-365-2940
	責任者	服部 英史
	担当者	水谷 聡子
	第三者委員	南川 久美子 伊藤 博之
	対応時間	平日 8:30~17:15

○公的機関においても、次の機関において苦情申請等が出来ます。

市町村介護保険相談窓口	所在地	三重県三重郡川越町豊田一色280番地 川越町役場町福祉課
	電話番号	059-366-7116
	FAX	059-365-5380
	対応時間	平日 8:30~17:15
三重県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地	三重県津市桜橋2丁目96番地 保険介護福祉課介護障害福祉課
	電話番号	059-222-4165
	FAX	059-228-5319
	利用時間	平日 9:00~16:30

1 4 当事業者（当法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 川越町社会福祉協議会
代表者指名	会 長 加 藤 志 保 子
法人所在地・電話	三重県三重郡川越町豊田一色314番地 川越町いきいきセンター内 電話番号：059-365-0024 FAX：059-365-2940
	1：地域福祉活動全般 ・ボランティアセンター事業の推進 ・地区社会福祉協議会事業の推進 2：川越町委託事業

<p>法人内で行っているサービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老人ふれあいホームヘルパー派遣事業 ・老人ふれあいデイサービス事業 ・老人福祉センターの運営 ・地域包括支援センターの運営 ・ことぶき人材センターの運営 <p>3：介護保険事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業 ・通所介護事業 <p>4：その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援事業 ・訪問入浴事業 ・各種福祉団体事務等
----------------------	--

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

居宅サービス契約の締結にあたり、重要事項について本書面を交付して説明しました。

事業者 所在地 三重県三重郡川越町豊田一色3 1 4 番地
川越町いきいきセンター内
事業所名 川越町居宅介護支援センター
説明者 印

居宅サービス契約の締結にあたり、上記の者より説明を受け、同意するとともに本書面を受領しました。

利用者 住 所
氏 名 印

署名代行者
住 所
氏 名 印

代理人
住 所
氏 名 印